



フィットネスクラブ 東京ドーム 会則

第23条〈会員資格の喪失〉

- 会員は、次の各号の1つでも該当する場合、その資格を喪失し、本クラブを利用できないこととします。この場合、会員は、入会金あるいは会費の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。
 - 死亡
 - 除名
 - 法人の解散、または法人が破産・民事再生の申立てを行ったとき。
 - 指定暴力団、その他、反社会的勢力に所属していることが明らかになったとき。
- 本条第1項第1号の場合であって、会員が年間単位で会費を支払っていた場合には、会社は、下記の区分に従い、下記金額を差し引いた上で返還します。なお、当該計算に当たり、年間単位で会費を支払った場合の会費割引分（1か月分）は失効し、利用月数に応じた会費を差し引きます。
 - 会員の相続人が会社に対し15日までに所定の書面を提出した場合年間単位で会費を支払った最初の月の1日から所定の書面を提出した月の末日までの月数に応じた会費合計額、および事務手数料を差し引いた上で返還します。
 - 会員の相続人が会社に対し16日以降に所定の書面を提出した場合年間単位で会費を支払った最初の月の1日から所定の書面を提出した翌月の末日までの月数に応じた会費合計額、および事務手数料を差し引いた上で返還します。

第24条〈除名〉

会員が次の各号の1つでも該当する場合、会社は会員を除名することができるものとします。除名された場合は、当該会員は本クラブを利用できないこととします。この場合、入会金あるいは会費の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- 会則、細則その他会社の定める諸規則に違反したとき。
- 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき。
- 本クラブの名誉を傷つけたとき。
- 本クラブの秩序を乱したとき。
- 本クラブの施設、設備等を故意に損壊したとき。
- 会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- 他の会員に著しい迷惑となる行為をしたとき。
- 係員の指示に従わないなどの行為によりクラブ運営に支障をきたしたとき。
- その他会社が除名を相当と認めたとき。

第25条〈変更届〉

- 会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に変更届を提出するものとします。
- 会社から会員に対して行う通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りうるものとします。

第26条〈諸規則の遵守〉

会員、ビジター及び会社は、本会則・細則その他諸規則を遵守するものとします。

第27条〈細則〉

本会則に定めない事項ならびに運営上必要な事項については、別に細則その他の規則に定めます。

第28条〈準拠法・管轄〉

- 本会則の解釈は日本国の法律に準拠します。
- 会員、ビジターおよび会社は、本会則の解釈および履行に疑義が生じた場合、協議の上、誠意をもって解決に努めるものとします。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条〈改定〉

会社は、必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、会社は1か月前までに本クラブの施設における掲示および本クラブのウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日：2010年 4月 1日

改定日：2024年 10月 1日



第1条〈名称〉

本クラブは、「フィットネスクラブ東京ドーム」（以下、「本クラブ」といいます）と称します。

第2条〈所在地〉

本クラブの所在地は、東京都文京区春日1丁目1番1号とします。

第3条〈管理・運営〉

本クラブの施設は、株式会社東京ドームが所有・管理し、株式会社東京ドームスポーツ（以下「会社」といいます）が運営にあたります。

第4条〈目的〉

本クラブは、クラブ内の施設の利用を通じて、会員（本会則第6条所定の手続きを経て会社と契約を締結された方をいいます。なお満16歳以上の「会員」及び16歳未満の「子供クラス会員」を総称して「会員」といいます。）の心身の健康維持と増進及び会員相互の親睦を図り、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第5条〈個人情報のお取り扱い〉

- 本クラブで取得する個人情報は、会社の「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取り扱いについて」に基づき管理します。<https://www.tokyodome-sports.co.jp/privacy/>
- 前項にかかわらず、本クラブで取得する個人情報は、本クラブ運営（利用状況照会、物販・オプション管理、問い合わせ対応、各種連絡、施設プログラムやイベント等への参加管理、安全管理、会費請求など）のため、及び本クラブのサービスの改善や新たなサービスの検討を目的とした調査・分析のために利用します。
- 本クラブで取得する個人情報には要配慮個人情報（既往歴や障害の有無）が含まれる場合があります。当該個人情報は運動指導時の事前配慮の目的で利用します。
- 会社は、法令の規定に基づく場合のほか、上記「利用目的」の達成に必要な範囲で、会員の個人情報を会社のグループ会社、サービス提供会社などの第三者に提供することがあります。その他、金融機関の口座振替やクレジットカード決済手続きに必要な会員情報を口座振替代金回収受託会社及び決済代行会社へ連携します。

第6条〈入会手続き〉

- 本クラブは会員制とします。
- 本クラブに入会しようとする方は、本会則、細則及び館内利用規約等の諸規則（以下「諸規則」といいます）を遵守するものとします。
- 会社は、前項に際して、諸規則等を書面又はウェブサイトにて交付するものとします。
- 本クラブの会員種類及び利用条件等は、細則の通りとします。
- 本クラブへの入会を希望する方は、入会申込書の提出等、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第7条〈入会資格〉

- 会社は、以下の条件をすべて満たす方を会員と認めます。なお本クラブは、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
 - 本クラブの趣旨に賛同し、諸規則等を遵守できる方。
 - 満16歳以上の方（ただし未成年の場合には親権者の同意がある方）
 - 心臓病、高血圧、皮膚病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
 - 医師から運動を禁止されていない方。
 - 成年被後見人及び被保佐人でない方。
 - 刺青・ファッションタトゥー等のない方。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者（以下「反社会的勢力等」といいます）でない方。
 - 薬物常用品者ではない方
 - 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方
 - 会社が審査を行い、適当と認めた方。
- 会社は、16歳未満の方（ただし親権者の同意がある方）のうち、前項第1号及び同3号から10号までの条件をすべて満たす方を、子供クラス会員と認めます。
- 会員は、本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、反社会的勢力等との間で、社会的に非難されるべき関係を有しないことを保証します。
- 会員は、本クラブに対し、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて会社の業務を妨害し、信用を毀損する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第8条〈会員証〉

会社は、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- ① 会員は、本クラブの利用にあたり、会員証を提示しなければなりません。
- ② 会員証は、記名された本人のみが使用するものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。
- ③ 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に対して届け出て、再発行の手続きをするものとし、その際、所定の手数料を支払うものとします。
- ④ 会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還しなければなりません。

第9条〈譲渡等〉

会員は、本クラブの会員資格の譲渡をすることができず、また第三者に相続させることもできません。

第10条〈入会金〉

- 1 会員は、細則に定める入会金を支払うものとします。ただし、入会金の金額は、キャンペーン等の会社の事情により変動することがあります。
- 2 入会金は、退会時まで有効です。会員が退会した後に再度入会する場合には、会員は、入会金を再度支払うものとします。
- 3 一旦納入された入会金は、理由の如何にかかわらず、返還いたしません。

第11条〈会費〉

- 1 会費の金額、支払い時期及び支払い方法は、会社がこれを定めます。
- 2 一旦納入した会費は、退会の場合、下記の区分に従い、下記の金額を差し引いた上で返還します。なお、当該計算に当たり、年間単位で会費を支払った場合の会費割引分（1か月分）は失効し、利用月数に応じた会費を差し引きます。
 - ① 会員が会社に対し15日までに退会届を提出した場合
年間単位で会費を支払った最初の月の1日から退会届を提出した月の末日までの月数に応じた会費合計額、及び、事務手数料（1,000円（税別））を差し引いた上で、返還します。
 - ② 会員が会社に対し16日以降に退会届を提出した場合
年間単位で会費を支払った最初の月の1日から退会届を提出した翌月の末日までの月数に応じた会費合計額、及び、事務手数料（1,000円（税別））を差し引いた上で返還いたします。

第12条〈利用料〉

会員は、細則で規定する場合はを除き、本クラブの施設利用に際し、その都度利用料を支払っていただく必要はありません。

第13条〈会費等の変更〉

会社は、入会金、会費、利用料等が、会社、経済等の情勢の変動により不相当なものになったと判断した場合、変更することができます。

第14条〈休会〉

- 1 会員は、各月の15日までに会社に対して会社所定の休会届を提出し、かつ本条第4項に定める休会期間中の事務手数料を支払うことにより翌月1日から休会することができます。ただし、休会届の提出が16日以降になった場合には、翌々月1日から休会することができます。休会期間は1か月単位となります。
- 2 休会期間は、連続して最長3か月までとします。会員は、前項に定める休会届の提出の際に、会社に対し休会期間を指定する必要があります（1か月、2か月又は3か月のいずれかを選択することができます）。
- 3 会員は、会社に対して休会期間を延長するために休会届を再度提出することができます。ただし休会期間は、延長期間を含めて通算3か月以内でなければなりません。会員は、各月の15日までに会社に対して休会届を提出することにより、翌月1日から休会期間を延長することができます。
- 4 休会中の会員は、会社に対して、休会期間中の事務手数料として、月額2,000円（税別）を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。
- 5 本条第2項及び第3項に定める休会期間が終了した場合には、会員は、休会前と同一の会員種類に復帰するものとし、会社に対して、休会前と同一の会員種類の会費を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。
- 6 休会中も料金の発生がある追加オプション費用については、細則の通りとします。

第15条〈ビジターの利用〉

会社は、所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方（以下、「ビジター」といいます）に本クラブの施設を利用させることができます。なお、この場合、ビジターは身分証明書の提示と別に定めた施設利用料を支払うものとします。ビジターの施設利用に関する事項は、細則で定めます。

第16条〈利用制限〉

会社は、会員の安全を確保するため、次の各号の利用制限を設けます。

- ① 妊娠中の方は、医師の許可を得たうえで、妊婦を対象としたプログラム「マタニティーコース」のみの利用となります。マタニティーコースに関する事項は、細則で定めます。
- ② 障害のある方、一時的に体の機能が低下している方や高齢の方は、会社と相談のうえでお客様の状況に応じた利用となります。

第17条〈入場禁止・退場〉

会社は、会員またはビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員またはビジターに対して、本クラブへの入場禁止また退場を命じることができます。ただし、会員は本クラブの利用を制限され、または本クラブへの入場または退場を命じられた場合であっても、会費を支払うものとします。

- ① 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- ② 刺青（ファッションタワーを含む）のある方。
- ③ 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- ④ 反社会勢力等に所属している方。
- ⑤ 許可なく本クラブの施設内を撮影すること。
- ⑥ 許可なく物品の売買またはパーソナルトレーニング等の営業行為もしくは勧誘を行うこと。
- ⑦ 他人を誹謗中傷すること。
- ⑧ 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑨ 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑩ 本クラブの施設内に落書きする、または本クラブの施設を損壊すること。
- ⑪ 動物を本クラブの施設内に持ち込むこと（盲導犬は除外します）。
- ⑫ 危険物を本クラブの施設内に持ち込むこと。
- ⑬ 酒気を帯びての本クラブへの来館もしくは本クラブの施設内での飲酒・喫煙。
- ⑭ 会社従業員の業務を妨げる行為。
- ⑮ 他人へのストーカー行為。
- ⑯ 他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑰ 本クラブへの入館に際し虚偽の申告をした場合。
- ⑱ 喫煙場所以外での喫煙。
- ⑲ 本クラブの施設内での署名活動。
- ⑳ 会社の備品を必要以上に使用すること、または持ち出すこと。
- ㉑ その他本条各号に準じる行為。
- ㉒ その他、本クラブの目的を実現するために会社をお願いする事項に反すること。

第18条〈免責〉

会社は、会社の責めに帰さない事由に基づいて、本クラブ内で発生した盗難・傷害・病気・怪我その他事故について、一切責任を負わないものとします。

第19条〈損害賠償責任〉

- 1 本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、賠償いたします。ビジターについても同様とします。
- 2 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責めに帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責めを負いません。
- 3 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責めに帰すべき事由により会社または第三者に与えた場合、会員は速やかにその賠償の責めに任ずるものとします。ビジターについても同様とします。
- 4 本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等（死亡等重大事故は除く）については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、賠償いたします。ビジターについても同様とします。

第20条〈遺失物・忘れ物・放置物〉

- 1 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、賠償いたします。ビジターについても同様とします。
- 2 忘れ物・放置物については、原則として3か月間保管した後に処分させていただきます。

第21条〈退会届け〉

- 1 退会届けご提出締め切りは、退会希望月の15日迄といたします。
- 2 16日以降に退会届けをご提出の場合は、翌月末退会となります。

第22条〈閉鎖〉

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブを閉鎖および解散することができます。この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返金いたします。（年間単位で入会された場合は、既にいただいている諸会費・諸料金から、閉鎖や解散が適用された月までの料金と差し引いた残金を返還します）

- ① 法令の制定・改廃または行政指導により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ② 施設の改造または修理のとき。
- ③ 天災・地変により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ④ 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ⑤ 経営上重大な理由があるとき
- ⑥ その他会社が必要と認めた場合。